

## 天皇の退位等についての公明党の見解（２）

### 一．特例法について

- ・第〇条（今上陛下の退位に至る事情等）

- ①今上陛下の象徴天皇としてのご活動と国民からの敬愛

- ②今上陛下、皇太子殿下のご近況等

- ・今上陛下のご年齢

- ・皇嗣たる皇太子殿下のご年齢とご活動等

- ③今上陛下のご心労と国民の理解と共感

\*特例法とはいうものの、重要な先例となるため、今上陛下の退位に至る事情等を法文上明らかにする必要

- ・第〇条（退位と皇位継承）

- ・第〇条（退位後の典範上の地位、敬称、退位後の処遇等の特例規定）

### 二．皇室典範附則について

- ・附則（例）

「『天皇陛下の退位等に関する皇室典範特例法（仮称・法律名）』はこの法律と一体をなすものである」

\*上記の附則を設けるのは、念のため、憲法２条違反との疑義を排除するため

\*皇室典範４条の「天皇の終身在位制」の基本は維持されるべき

\*附則も法律の一部であり、天皇の退位を一般化することには慎重に

### 三．安定した天皇、皇室制度のあり方

象徴天皇制、皇室制度のあり方に、一義的に責任を有するのは内閣女性宮家の創設等について、内閣において検討を開始されるべき